

令和2年

4月農業委員会総会議事録

<p>会 長 事 務 局</p>	<p>の併任が解かれ、環境産業部理事となりました。代わりまして議会議務局長の中塚好一が行政委員会事務局長兼農業委員会事務局長としまして農業委員会事務局に配属されました。</p> <p>谷上総括主幹が選挙管理委員会へ異動、再任用職員の山本主任が市民室に異動しました。代わりまして土木維持管理室室長の富永利幸が農業委員会事務局次長として配属されました。本日は隔日出勤で休んでおりますが、農林課から竹田進亮が農業委員会事務局総括主幹として谷上の代わりに配属となりましたのでご報告申し上げます。</p> <p>新任の挨拶でございますが、新型コロナの関係で時間短縮ということで、割愛させていただきます。</p> <p>それでは、只今から令和2年4月の委員会総会を開催致します。</p> <p>では、開会にあたりまして、井阪会長、ごあいさつをお願いします。</p> <p>(時節の挨拶)</p> <p>会議に入る前に、出席者数の報告を事務局からお願い致します。</p> <p>農業委員会事務局の西川でございます。</p> <p>本日の委員会に出席されております委員は13名でございます。</p> <p>なお、3番 大谷委員におかれましては、体調不良とのことで、欠席の旨、連絡を頂いております。</p> <p>従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことをご報告致します。</p> <p>それでは、井阪会長 議事進行 よろしくお願い致します。</p>
<p>会 長 事 務 局</p>	<p>それでは、本日の議事録署名人は、高橋、小林、両委員さん、よろしくお願い致します。</p> <p>(両委員の承諾あり)</p> <p>それでは、会議に入らせて頂きます。1ページをお開き下さい。</p> <p>4月委員会議事日程、議案第1号から第4号、報告第1号から第2号の順に御審議を頂きます。よろしくお願い致します。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転4件に関する申請を別表のとおり定めるものとする、議案第1号、番号1、善正町の物件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書3ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は、善正町で、地目は、畑1筆、面積は、1,252平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>申請地はたけのこ栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約600m、軽トラックで10分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は300日で、3年3耕作</p>

を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「周辺の農地に支障のないよう営農致します。」とのことです。

続きまして、地区担当の田中推進委員からは申請どおり間違いのないとの報告を頂いております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議頂きますようよろしくお願い致します。

会 長 事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第1号、番号1については許可することと致します。

続きまして、議案第1号、番号2、室堂町の物件について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案書3ページ、2番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、室堂町で、地目は、田2筆、面積は、合計1,242平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は休耕地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約5Km、軽トラックで15分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は310日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺農地との関係については、「近所に悪影響のないよう、営農致します。」とのことです。

続きまして、地区担当の横田委員からは申請どおり間違いのないとの報告を頂いております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議頂きますようよろしくお願い致します。

会 長 事務局の説明が終わりました。これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第1号、番号2については許可することと致します。

続きまして、議案第1号、番号3、福瀬町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書3ページ、3番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、福瀬町で、地目は、田1筆、面積は、118平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は休耕地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約20m、軽貨物四輪車で1分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は210日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「所有権移転後も農地として使用する。」とのことです。

続きまして、地区担当の神倉推進委員からは申請どおり間違いなしとの報告を頂いております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議頂きますようよろしくお願い致します。

会長

只今、事務局の説明が終わりました。これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第1号、番号3については許可することと致します。

続きまして、議案第1号、番号4、国分町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書3ページ、4番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、国分町で、地目は、畑2筆、面積は、合計2,703平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地はうめ栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から3.5Km、軽トラックで10分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は120日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「周辺の農地に支障のないように営農致します。」とのことです。

続きまして、地区担当の小林委員からは申請どおり間違いなしとの報告を頂いております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議頂きますようよろしくお願い致します。

会 長

事務局の説明が終わりました。これにつきまして、異議、意見はございませんか。
(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第1号、番号4、国分町の物件については許可すると致します。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転1件、賃貸借権の設定1件に関する申請を別紙のとおり定めるものとする。

議案第2号、番号1、小野田町の物件について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は小野田町で、地目は田、3筆、面積は合計1,422平方メートル、転用目的、貸し人、借り人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております、立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ha未満の農地であり、2種農地と判断致します。

転用目的は自動車修理工場及び事務所で、借り人は、自動車修理業を営む法人で、事業拡大及び円滑化を図るため、賃貸借権を設定し、工場及び事務所を建設するために転用するものです。

続きまして、地区担当の吉川推進委員から受けました調査結果の報告を致します。

現地を確認したところ、申請地は今現在耕作されていない農地である。

申請地を転用することにより周辺農地及び水路等への影響はないと認められる。貸し人及び借り人双方に電話で確認したところ、転用目的は申請内容とおりに間違いなく、許可後速やかに転用し地目を変更するとのことでした。

調査の結果、許可やむを得ないと認めます、との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見等はありませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議頂きますよう、よろしくお願い致します。

会 長

事務局の説明が終わりました。これにつきまして、異議、意見はございませんか。
(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第2号、番号1については、許可やむを得ないものと意見を付して知事に送付致します。

続きまして、議案第2号 番号2、春木町の物件について、事務局の説明を求めま

す。

事務局

議案書5ページ、2番について説明させていただきます。

物件の所在地は春木町で、地目は田、面積は181平方メートル、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております、立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ha未満の農地であり、2種農地と判断致します。

転用目的は露天資材置場で、譲受人は不動産業を営む法人で、事業拡大及び円滑化を図るため、事業用の資材を置くために転用するものです。

続きまして、地区担当の吉川推進委員から受けました調査結果の報告を致します。

現地を確認したところ、申請地は今現在耕作されていない農地である。

申請地を転用することにより周辺農地及び水路等への影響はないと認められる。

譲渡人及び譲受人、双方に電話で確認したところ、転用目的は申請内容とおりに間違いなく、許可後速やかに転用し地目を変更するとのことでした。

調査の結果、許可やむを得ないと認めます、との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議頂きますようよろしくお願い致します。

会長

事務局の説明が終わりました。これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第2号、番号2については、許可やむを得ないものと意見を付して知事に送付致します。

続きまして、議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画11件を、別表のとおり定めるものとする。

議案第3号、番号1、下宮町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書7ページ、1番について説明させていただきます。

物件は下宮町で、地目は田3筆 面積は、合計2,108平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の飯阪委員からは申請どおり間違いなしとの報告を頂いております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見等はありませんでした。

た。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議頂きますようよろしくお願い致します。

会 長

事務局の説明が終わりました。これにつきまして、異議、意見はございませんか。
(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第3号、番号1については、このとおり決定することと致します。

続きまして、議案第3号、番号2、北田中町の物件について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案書7ページ、2番について説明させていただきます。

物件は北田中町で、地目は田1筆 面積は、482平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の友田委員からは申請どおり間違いなしとの報告を頂いております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議頂きますようよろしくお願い致します。

会 長

事務局の説明が終わりました。これにつきまして、異議、意見はございませんか。
(異議なしの声)

異議なしと認めます。

議案第3号、番号2については、このとおり決定することと致します。

続きまして、議案第3号、番号3と番号11が同じ委員さんということになりますので一括しての上程とさせていただきます。事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案書7ページと8ページでございます。番号3番、11番について、関連があることから一括説明させていただきます。

物件は小田町で、地目は田6筆 面積は、合計3,522.91平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稲と野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の辻 位三雄推進委員からは申請どおり間違いなしとの報告を頂いております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見等はございませんでした。

た。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議頂きますよう、よろしくお願い致します。

会 長

事務局の説明が終わりました。これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

議案第3号、番号3、11については、このとおり決定することと致します。

続きまして、議案第3号、番号4・5・6・7・8・9番について、関連があることから一括上程とさせていただきます。事務局の説明を求めます

事務局

議案書7～8ページ、4番から9番について、関連があることから一括説明させていただきます。

物件は阪本町で、地目は田11筆 面積は、合計6,737平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の高橋委員からは申請どおり間違いなしとの報告を頂いております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議頂きますよう、よろしくお願い致します。

会 長

事務局の説明が終わりました。これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

議案第3号、番号4・5・6・7・8・9番については、このとおり決定することと致します。

続きまして、議案第3号、番号10、池田下町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書8ページ、10番について説明させていただきます。

物件は池田下町で、地目は田1筆 面積は、998平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の藤原推進委員からは申請どおり間違いなしとの報告を頂いております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議頂きますよう、よろしくお願い致します。

会 長

事務局の説明が終わりました。これにつきまして、異議、意見はございませんか。
(異議なしの声)

異議なしと認めます。

議案第3号、番号10については、このとおり決定することと致します。

続きまして、議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願1件に関する願出を、別表のとおり定めるものとする。

議案第4号、番号1について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案書10ページ、1番について説明させていただきます。

物件は、葛の葉町一丁目と葛の葉町三丁目、地目は田2筆、面積は合計3,121平方メートルでございます。

被相続人、相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分については、議案書記載のとおりでございます。

また、地区担当 山千代副会長と現地調査を行いましたところ、野菜栽培されており、営農していく意思を確認致しました。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議頂きますよう、よろしくお願い致します。

会 長

事務局の説明が終わりました。これにつきまして、異議、意見はございませんか。
(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第4号、番号1については、このとおり証明することと致します。

続きまして、報告に移ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用6件を専決により受理したので報告する。

12ページを御参照下さい。

続きまして、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転5件を専決により受理したので報告する。

14ページを御参照下さい。

事 務 局

すいません。議案書の訂正の連絡を忘れておりました。

申し訳ございません。議案書、5ページ、2番、春木町の物件でございます。譲受人の株式会社ユウハウジングが正しい名称でございます。施設物の方が小型コンボと

書いてありますが、小型ユンボの間違いでございます。申し訳ございません。

それと、1番の小野田町の物件の地区担当委員でございますが、正しくは、辻林委員さんです。

申し訳ございませんでした。訂正の方は以上でございます。

会 長

以上で予定されました議事は終わりました。

総括的に何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

1 4 番

5ページ、小野田町の物件、調整区域に大きな工場が建つことになるが、工場が建つ要件というたら、農業の分なら100㎡とか150㎡というが、工場となると別にその開発となるとなれば大きくても良いということになるのか、聞きたい。

事務局

この案件につきましては、開発と農地転用が同時許可ということになっておりまして、この辺の必要面積につきましては、施設物と敷地面積を勘案致しまして、建築開発指導室の方で協議を進めていると聞いております。

1 4 番

もう一つ、8ページのみどり公社の借り手がたくさんあるが、みどり公社が借り手になって1年以上借り手のみどり公社のまま、ほおってあるというのはいないか。

事務局

みどり公社が間に入っている分につきましては、借り手、貸し手が既にマッチングが済んでいる中で、話が進んでいるものでございます。まず、地主さんの方から、いったん、みどり公社が借り受けまして、借り受けましたのを今度、担い手の方に貸し付するという2段階の手続きとなっております。公社が借り受けするものについては、基本的には既に借り手のマッチングが整っておるということでございます。ちなみに、みどり公社が借り受けて2年間、担い手が見つからない、借り手が見つからないことになれば、いったん、農地の所有者にお返しするというルールになっております。

1 番

終期が公告日より10ヵ年とあるが、途中解約できるのか。

事務局

途中で何らかの理由が生じて途中解約する場合には、合意解約という形でだして頂ければ。

会 長

ほかに質問、ございませんか。

6 番

3ページの公売物件、入札するときの資格条件は。

事務局

この案件につきましては、以前、農地の買受適格証明という形で議案として上げさせて頂いて、そこで承認を頂いている案件でございます。今回、その買受適格証明をもって入札に入られて、こちらの方が競売で落とされたということで、正式な3条で、今回届出が出てきたものです。

6 番

その資格を満たしているということで、こういう証明をもらう必要がある？

事務局

まず、競売で農地を取得しようと思っ、その物件が農地の場合は買受適格証明、この方は農業、ちゃんと出来ますよという証明を農業委員会で証明して、それをもって、競売に参加して頂くというような流れになっております。

会 長

その他に質問等ないですか。

ないようでしたら、これで本日の会議は閉会と致します。長時間御審議ありがとうございました。

閉会時間 15時05分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員